

第 7 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 6 年 1 月 10 日（水）午前 10 時 00 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村庁舎 2 階 大会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 友岡 康幸 | 2 番 松岡日出男 | 3 番 桐原 忠継 | 4 番 小出 満文 |
| 5 番 福本 博文 | 6 番 加藤 清孝 | 7 番 小林 公子 | 8 番 長崎 愛 |
| 9 番 榊 敏行 | 10 番 藤岡 恵雄 | 11 番 今村 建一 | 12 番 古澤 弥生 |
| 13 番 渡邊 和徳 | 14 番 渡邊 晃 | 15 番 豊田るみ子 | 16 番 池田 春香 |
| 17 番 藤原 幸似 | 18 番 古庄 憲明 | 19 番 北野 暁之 | |

欠席委員 無し

4. 議事日程
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 経営基盤強化促進法許可申請について
- 議案第 5 号 農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画の更新について
- 議案第 6 号 土地改良法第 3 条の規定による資格者証明願いについて

5. 事務局職員
- | | |
|----|-------|
| 局長 | 下田 朱美 |
| 次長 | 荒牧 憲政 |
| 主幹 | 藤野 貴洋 |

6. 会議の概要

発言者	内 容
局長	<p>お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>委員さんにおかれましては、現地確認お疲れ様でした。</p> <p>それでは、定刻になりましたので、第 7 回 南阿蘇村 農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>農業委員総数 19 名、出席委員 19 名、南阿蘇村 農業委員会 会議規則 第 7 条により本総会の成立を報告致します。</p>
局長	<p>それでは本村農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>皆さんおはようございます。</p> <p>それでは着座にて議事進行に当たらせていただきます。</p>
議長	<p>只今から第 7 回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に 14 番の渡邊委員、15 番の豊田委員を指名します。</p> <p>議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>

事務局	<p>はい、朗読いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の贈与となります。</p> <p>番号2：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の売買となっております。</p> <p>番号3：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の売買となっております。</p> <p>番号4：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の売買となります。</p> <p>番号5：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の贈与となります。</p> <p>以上、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いいたします。</p>
2番	<p>議案第1号番号1番について、2番の松岡が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人と譲受人は親子関係で、譲渡人がご高齢ということもあり、今回親子間の生前贈与をされるようです。譲受人は農業を営んでおられ、何ら問題は無いと思われれますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
8番	<p>議案第1号番号2番について、8番の長崎が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人はご高齢で農地の管理が難しいということから、農地を管理していただける方を探されておられ、この度譲受人と所有権移転の売買の契約が結ばれます。譲受人は事業をされておられる傍らに、就農され農業分野でも規模拡大を図られていらっしゃると思います。何ら問題は無いと思われるので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
12番	<p>議案第1号 番号3番4番について、12番の古澤が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>3番4番ともに譲渡人の農地は獣害被害で近年は耕作が出来ず、耕作放棄地となり、農地を管理していただける方を探されておられましたところ、譲受人と所有権移転の売買の契約が結ばれます。譲受人は村外で大規模な農業を営まれる農業法人で、今回村で農地を探されておられ大変意欲を感じられます。何ら問題は無いと思われれますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>

19 番	<p>議案第 1 号番号 5 番について、19 番の北野が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人と譲受人は親子関係です。今回農地の生前贈与をされるようです。何ら問題は無いと思われまますので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>はいありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。</p>
<p>(異議なし)</p>	
<p>議案第 1 号農地法 3 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p>	
<p>(全員挙手)</p>	
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 1 号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>続きまして議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>はい朗読を致します。議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について番号 1 申請人は記載のとおりです。所在地番 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX 転用目的は植林となっております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
8 番	<p>議案第 2 号番号 1 番について、8 番の長崎が説明します。</p> <p>申請者、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>申請者が高齢ということで管理される土地の整理をされているなかで、申請地が農地であるにもかかわらず山林となっているということで今回申請が上がりました。以前より周囲が山で囲まれている農地で獣害被害が多く農業生産が上がらないことで十数年前に植林をされているようです。今回始末書添付での申請をされるようです。何ら問題無いと思われまますのでご審議ください。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p>
<p>(異議なし)</p>	
<p>ありがとうございます。議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p>	

	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 2 号は原案どおり可決致します。
議長	続きまして議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。
事務局	はい朗読を致します。議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について番号 1 申請人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は学校用地となっております。
	番号 2 申請人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的はガレージ兼店舗事務所となっております。
	以上ご審議ください。
議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。議案第 3 号番号 2 は委員案件ですので退席を求め先に審議いたします。
	(退席)
11 番	議案第 3 号番号 11 番について、11 番の今村が説明します。 申請者、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人が今回申請される農地は、農地として利活用されてきましたが、高齢化に伴い農地管理も難しい状況でした。今回、県外の法人である譲受人が申請地で車関係の業務を開業されガレージ兼事務所という事で事業計画がされるようです。周辺同意等の配慮もされておられ何ら問題無いと思われまますのでご審議ください。
議長	はいありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。
	(異議なし)
	議案第 3 号番号 2 農地法 5 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 3 号番号 2 は原案どおり可決致します。
	(着席)
議長	続きまして議案第 3 号番号 1 について地元委員の説明を求めます。

<p>10 番</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>議案第 3 号番号 1 番について、10 番の藤岡が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 申請地の一部は既に学校グラウンドの一部となっているが、十数年前から村が手続きを行っておらず、今回正式に分筆し農地法第 5 条の申請が上がります。始末書添付の所有権移転ということで、何ら問題ないとおもわれますので、ご審議いただきますようお願いいたします。</p> <p>はい、ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。議案第 3 号番号 1 農地法第 5 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 3 号は原案どおり可決致します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>続きまして議案第 4 号経営基盤強化促進法による許可申請について番号 1 から番号 10・番号 12 から番号 15 の新規案件について、審議を行います。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p> <p>はい朗読いたします。議案第 4 号経営基盤強化促進法許可申請について 番号 1:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の 5 年の 相続権者同意書有です。 番号 2:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定 10 年の 相続権者同意書有です。 番号 3:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の 10 年です。 番号 4:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 使用賃借権設定の 10 年です。 番号 5:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 使用賃借権設定の 10 年で 相続権者同意書有です。 番号 6:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 使用賃借権設定の 5 年です。 番号 7:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃</p>

借権設定の5年です。

番号8:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の10年です。

番号9:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の10年です。

番号10:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の3年です。

番号11番は再設定の案件になりますので省略致します。

番号12:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 農地中間管理事業 特例売買 集積 となります。

番号13:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 農地中間管理事業 特例売買 配分 となります。

番号14:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 農地中間管理事業 特例売買 配分 となります。

番号15:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 農地中間管理事業 特例売買 配分 となります。

以上、新規案件 14件、再設定案件 1件 ご審議よろしくお願ひ致します。

議長 ありがとうございます。朗読が終わりましたので、地元委員説明及び審議をお願い致します。番号8は委員案件ですので先に審議いたします。委員の退席を求めます。

(退席)

8番 議案第3号番号8番を番号8の 長崎 が説明します。
譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。
譲渡人が近年農業を出来なくなってきたことで、農地を耕作し管理していただける方を探されておりましたところ、大規模な農業を家族経営で営まれておられる譲受人と今回賃借権設定10年という事で契約がされます。
農地を耕作し維持管理することに何ら問題ないと思われまます。ご審議いただきまますよう、宜しくお願ひ致します。

議長 はいありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。

(異議なし)

	<p>議案第 4 号番号 8 経営基盤強化促進法による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 4 号番号 8 は原案どおり可決致します。</p> <p>(着席)</p>
議長	<p>続きまして議案第 4 号番号 1 から番号 7、番号 9、番号 10、番号 12 から番号 15 について地元委員の説明を求めます。</p>
7 番	<p>議案第 4 号 番号 1 番から番号 5 まで 7 番の 小林 が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>1 番から 5 番まで譲渡人は、それぞれご高齢や村外にお住まいされている等の理由から、農作業が出来ないという事で、それぞれ譲渡人と賃借権並びに使用貸借権設定の契約が結ばれます。</p> <p>それぞれ、地域で担い手として農業に従事されており何ら問題無いと思われま</p> <p>す。</p> <p>番号 2 と番号 5 は相続権者同意有りの案件となります。</p> <p>ご審議いただきますよう、よろしくお願ひします。</p>
9 番	<p>議案第 3 号 番号 6 番について 9 番の 榊 が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人と譲受人は親子関係です。今回譲受人が新規就農で施設農業アスパラをされるという事で使用貸借 5 年の契約がなされます。何ら問題無いと思われま</p> <p>す。ご審議ください。</p>
8 番	<p>議案第 3 号 番号 7 番について 8 番の 長崎 が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人はご高齢のため農業が出来ずに作り手を探されていまして、村内で農業法人として規模拡大を図られ担い手農家として活躍している譲受人と、賃借権設定の 5 年の契約がなされます。何ら問題無いと思われま</p> <p>す。ご審議ください。</p>
事務局	<p>番号 12 番から番号 15 までを事務局が説明します。</p> <p>番号 12 番から番号 15 番につきましては、熊本県農業公社をとおした特例売買となります。</p> <p>この制度は対象農地が農振農用地であり、買い手が認定農家である等の一定条件が必要となる農地の売買となります。売り手と買い手の間に熊本県農業公社が仲介し、個人間での代金受領を始め土地の登記まで県公社・村が代行して行うことで、個人の事務手続きによる負担が軽減されます。</p>

また、譲渡人と譲受人共に税制面での優遇措置を受けることも出来、譲受人が農地を取得した際の固定資産税・不動産取得税の軽減を始め、特に譲渡人につきましては、土地代の譲渡所得に特別控除による優遇措置がある事で、譲渡所得については、ほぼ課税が免除されます。

番号 12 番は、譲渡人が農地の管理が難しいということで、新たな耕作者を探されておりましたところ、同じ地区で新規就農による施設農業を経営開始されます譲受人と特例売買の集積ということで、売買契約が結ばれました。場所は、
農地となります。

番号 13 番から番号 15 につきましては、以前の農業委員会総会で審議され熊本県農業公社へ農地集積された案件となり、今回熊本県農業公社から、それぞれ買い手と農地の配分がなされます。

番号 13 番は
農地、
農地の 2 か所となります。

番号 14 番は
農地となります。

番号 15 番は
農地となります。

それぞれ 3 件ともに特例売買による配分がなされております。

以上、何ら問題は無いと思われしますので、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので審議をお願い致します。

(異議なし)

何もなければ、議案第 4 号経営基盤強化促進法による許可申請について、異議のない方は挙手をもってお願い致します。

(全員挙手)

議長 はいありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 4 号は原案どおり可決致します。

議長 続きまして議案第 5 号農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画の更新について審議します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。

はい朗読いたします。議案第 5 号 農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画書の更新について

この案件は、農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画書の更新となり、過去に農地中間管理事業による利用権設定をした方の賃借期間更新の報告となります。

中間管理事業による利用権設定の再設定は、令和 4 年度までは、農業委員会総会での審議案件ではなく事務局で再設定処理しておりましたが、基盤強化促進法の改正により利用権の再設定の際、総会へ報告し諮ることとなりました。

ですが、農地中間管理事業での新規案件ではなく過去に審議されている再設定の

	<p>案件ですので、基盤法による利用権設定事業と同じく概略説明のみといたします。</p> <p>今回の案件は1つとなります。左側の出し手から右側の受け手とそれぞれ農地中間管理事業による利用権設定の更新をいたします。出し手、受け手の面積、賃料は議案書記載のとおりです。</p> <p>各筆毎の詳細は次ページに記載しております。ご確認ください。</p> <p>これまでも問題なく、農地中間管理事業で出し手から受け手へ貸し出され、耕作をされております。何ら問題はないと思われます。以上、事務局からの報告といたします。</p>
議長	<p>はいありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
	<p>議案第5号農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画の更新について異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり可決致しました。</p>
議長	<p>続きまして議案第6号土地改良法第3条の規定による資格者証明願いについて審議します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本村のお隣 阿蘇市の土地改良事業 県営第四阿蘇地区土地改良事業の施行にあたり工事地権者に議案第6号の議案書に記載があります、本村在住の農地所有者3名が土地改良事業区画整備を実施する為に、土地改良法第3条の資格者であることの証明として議案に上程しております。</p> <p>本事業は、平成24年から着行し11年目を迎え、土地改良法に基づき進めてまいりましたが、事業費、事業量が計画変更の要件を超えて減少したため、計画変更の手続きが必要となりました。暗渠排水を新たに設置する工事は完了しており、その事業の精算の為に事業量(地区面積)及び事業費を確定させなければならず、再度受益者へ同意を頂くことになりました。</p> <p>申請地は、阿蘇市赤水から跡ヶ瀬地区、及び本村下野地区の約14.9haを含む、JR豊肥本線の北西、約228.3haの更新基盤整備事業であります。</p> <p>本地区は主に昭和47年から55年に実施された県営圃場整備阿蘇谷地区の換地工区17工区であります。強酸性土壌による施設の腐食及び老朽化のため、用排水路の劣化が著しく、また、排水不良により湿田化も進んでいたことから、用排水路の更新及び暗渠排水の整備を実施しているものです。</p> <p>なお、地元負担(農家負担)は県営事業による農業競争力強化基盤整備事業により国県の補助があることから7.5%となっておりますが、併せてソフト事業を実施</p>

	<p>しており、地元負担率は限りなく少なくなると考えます。(利子は本人)</p> <p>審議して戴きたい内容は、権利者3名が土地改良法第3条の土地改良事業に参加する資格者であるかの承認であります。</p> <p>その資格者とは、自作又は小作により農地を耕作しているかの要件であります。</p> <p>農業委員会事務局で確認しましたところ、3名ともに農業従事者で3条資格を有していることを確認しています。ご審議よろしくお願いいたします。</p> <p>議長 はいありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第6号土地改良法第3条の規定による資格者証明願いについて異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第6号は原案どおり可決致します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>以上で議案の審議は終了しますが、2月の総会の日程を決めておきたいと思っております。2月9日 金曜日 10時から 場所は南阿蘇村役場の2階大会議室で行いたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。また次回の農業委員憲章は16番池田委員、17番藤原委員にお願いしたいと思っております。その他で委員さんから何かございませんか？無いようですので、事務局から何かございませんか？</p> <p>令和5年農作業料金・農業労賃に関する調査の実施について</p> <p>前回総会でお願いしました、令和5年農作業料金・農業労賃に関する調査を提出されていない委員の方は来週金曜日1/19までに提出されますようお願いいたします。</p> <p>2月28日 熊本県ブロック別農地利用最適化大会の実施されます。農業委員・最適化推進委員伴に対象となります。</p> <p>大会に参加が難しい方は1/31までに事務局へ報告をお願いいたします。</p> <p>2月14日 阿蘇郡市 女性農業委員の意見交換会が実施されます。女性委員5名が対象となります。こちらも参加が難しい場合は1/31までに事務局へ報告をお願いいたします。</p> <p>農地利用最適化活動の日誌報告について 農業新聞加入推進</p> <p>以上をもちまして第7回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様でございました。これをもって総会を終了させていただきます。どうもお疲れ様でした。</p>

7. 閉会時刻 11時00分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和6年2月9日

農業委員会 会長

議事録署名委員

14 番

議事録署名委員

15 番
